

意見書（医師記入）

さくらんぼこども園 園長殿

入園児童名 _____ 生年月日 年 月 日

【該当疾患に□をお願いします】

△	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
	麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
	インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（乳幼児にあっては3日を経過するまで）
	風疹	発疹出現の前7日から後7日後くらい	発疹が消失してから
	水痘（水ぼうそう）	発疹出現1~2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱・充血などの主な症状が消失した後、2日経過していること
	流行性角結膜炎（はやり目）	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
	急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	その他 病名（ ）		

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。 年 月 日 から登園可能と判断します。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開される際には、この『意見書』を保育園に提出してください。